

会津寿楽荘指定短期入所生活介護重要事項説明書【改正後】

2026年8月1日現在

1. 施設の概要

法 人 名	法人名社会福祉法人 両沼厚生会 理事長 杉本 光郎
所 在 地	福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原645番地
施 設 名 称	会津寿楽荘指定短期入所生活介護事業所
施 設 長 (管 理 者)	野崎 哲也
電 話	0242(83)0185
F A X	0242(83)0311
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	http://www.magokoro-egao-anshin.com
利 用 定 員	10名
介 護 保 険 指 定 番 号	福島県 第0772600078号
相 談 窓 口	生活課 目黒信弘・佐瀬成人・江川博之

(1) 運営規定の概要

① 事業目的

介護保険法令に従い、介護者の身体的・精神的負担の軽減と要介護老人の処遇の向上に寄与するため、専用床の有効活用とともに関係機関との連絡強化・各種保健福祉サービスとの調整を図り、利用者並びに家族へのサービスを提供し福祉の向上に努める。

② 基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(2) 同施設の職員体制及び職務内容

職 種	人数	勤 務 時 間		職 務 内 容
施 設 長 (管 理 者)	1名	日勤	9:00~17:45	サービスの質の向上に努め、職員の管理を行います
機能訓練指導員	1名 以上	日勤	9:15~18:00	利用期間中の機能回復訓練を担当させていただきます

看 護 職 員	4名 以上	標準的な時間帯における最低配置人員		
		早番	7:00～15:45	利用する方の健康保持、疾病の早期発見に 努め、健康管理をさせていただきます
		遅番	9:15～18:00	
介 護 職 員	30名 以上	標準的な時間帯における最低配置人員		
		早番	7:30～16:15	心身状態に応じた一般的な介護（食事、入 浴、排せつ等）と余暇活動を提供させていた だきます
		日勤	9:15～18:00	
		遅番	10:00～18:45	
		夜勤	17:00～10:00	
生 活 相 談 員	1名 以上	日勤	9:00～17:45	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜 生活支援を行います
介護支援専門員	1名 以上	日勤	9:00～17:45	ケアプランに基づき、ご利用者、ご家族の意 向を反映した施設サービス計画書を作成し ます
管 理 栄 養 士	1名 以上	日勤	9:00～17:45	管理栄養士の立てる献立により、栄養なら びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考 慮した食事を提供します
調 理 員	4名 以上	早番	6:00～14:45	
		中番	6:45～15:30	
		遅番	9:45～18:30	
		遅遅番	10:30～19:15	
事 務 員	2名 以上	日勤	9:00～17:45	施設運営の事務処理等を行います
医 師（非常勤）	長期入所者の回診時 14:00～15:00			利用者の健康管理及び療養上の指導

（3）同施設の居室・設備の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（一人部屋）	2室	※居室・設備については併設事業との共用となります ※短期入所専用居室は 3室（4人部屋×2・2人部屋×1）となります
多床室（二人部屋）	7室	
多床室（四人部屋）	21室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、肋木、温熱療法機器、浮腫除去装置等
浴室	2室	一般浴槽・座位式特殊浴槽・臥床式特殊浴槽
医務室	1室	

2. サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「3 利用料金」をご確認ください。

サービスの種類		サービス内容
短期入所生活介護計画の作成		利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。
入浴		適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。
排泄		適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。
食事		栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。 朝：8:00～9:00 昼：12:00～13:00 夕：17:15～18:15
その他の介護		離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います
機能訓練		機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。
健康管理		医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。
相談及び援助		常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
送迎		土、日曜日と年末年始（12月30日～1月3日）を除いた平日は、ご自宅と施設間の送迎サービスをご利用いただけます

(2) 介護保険給付対象外サービス

サービスの種類		サービス内容
理美容サービス		理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。 理髪代：2,500円 利用料金と合わせて請求します。（要予約）
その他		レクリエーション費用、移動売店での買い物等は自己負担となります。

3. 利用料金（利用料金表参照）

（1）基本料金

①施設利用料金

一般的な介護（食事、入浴、排泄等）や利用の際の紙おむつ、尿取りパット等の代金が含まれます。

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		従来型個室／多床室		
	従来型個室／多床室	1割	2割	3割
要介護 1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護 2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護 3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護 4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護 5	8,840円	884円	1,768円	2,652円

②加算される料金

※該当する場合のみ請求されます。〈 〉内2割負担、3割負担

種 類	内 容	単 位（円）	該 当
サービス提供体制強化 加 算 Ⅲ	介護福祉士が一定の基準以上配置されている 場合	6単位／日	○
		〈12単位／日〉	
		〈18単位／日〉	
夜勤職員配置加算Ⅲ	夜勤を行う職員の数が基準を上回っている場 合	15単位／日	○
		〈30単位／日〉	
		〈45単位／日〉	
送 迎 加 算	居宅と施設との間の送迎を行った場合 ※ご家族対応での入退所は加算されません	184単位／片道	○
		〈368単位／片道〉	
		〈552単位／片道〉	
介護職員等処遇改善 加 算（Ⅱ口）	事業者が行う介護職員の処遇改善により利用 料に所定の割合を乗じて算定	17.2％／月	○
機 能 訓 練 体 制 加 算	機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実 施した場合	12単位／日	○
		〈24単位／日〉	
		〈36単位／日〉	
看 護 体 制 加 算 Ⅰ	常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置 をしている場合	4単位／日	○
		〈8単位／日〉	
		〈12単位／日〉	

看護体制加算Ⅱ	常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合	8単位／日	○
		〈16単位／日〉	
		〈24単位／日〉	
療養食加算	医師の指示により特別な食事（糖尿病食など）を提供した場合	8単位／日	
		〈16単位／日〉	
		〈24単位／日〉	
緊急短期入所受入加算	居宅介護サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定されます	90単位／日	
		〈180単位／日〉	
		〈270単位／日〉	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症により緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合に介護支援専門員と連携し、ご利用者またはご家族の同意の上、医師が判断した当日または翌日に利用を開始した場合に7日間を限度として算定されます	200単位／日	
		〈400単位／日〉	
		〈600単位／日〉	
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図り（看護職員の体制確保や対応方針を定め）看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合	64単位／日	
		〈128単位／日〉	
		〈192単位／日〉	
生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱ	介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行っている場合	100／月	
		〈200／月〉	
		〈300／月〉	
		10／月	
		〈20／月〉	
		〈30／月〉	
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	50単位 （月に1回まで）	
高齢者虐待防止法措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合	1％／月 減算	
業務継続計画未策定減算	感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合	3％／月 減算	
長期利用の適正化	短期入所生活介護における長期利用について、施設入所と同等の利用形態となる場合	※31日～60日 30単位減算 ※61日以降 30単位減算	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合	所定単位の1％減	

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

種 類	内 容	料 金	
食 費 ※ I	提供される食事の食材料費や調理費に充当します。 ※国で定められた基準費用額と同額	朝 食	440円／回
		昼 食	550円／回
		夕 食	555円／回
滞 在 費 ※ I	ご利用期間中の家賃・光熱水費に充当します。 ※国で定められた基準費用額と同額	従来型個室	1,231円／日
		多 床 室	915円／日
実施地域外送迎費	実施地域を越える区域より1kmにつき50円 ・ただし、通院・入院・施設間の送迎についてはこの限りではありません		

※I 介護保険負担限度額制度の対象となるサービスです。

(3) 利用料金の負担軽減等の制度について

利用する方の所得の段階に応じて負担が軽減される制度があります。

制度を利用する際は、お住まいの市町村への申請が必要になります。

市町村の担当者、担当の介護支援専門員あるいは当施設の生活相談員までご相談ください。

(4) 利用中の中止

※利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- (1) 利用者が中途退所を希望した場合
- (2) 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合
- (4) 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(5) キャンセル料

入所前にご利用者様もしくはご家族様の都合でサービスを中止する場合はキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日、午後5時までご連絡いただいた場合・・・無料

② 入所日の前日、午後5時以降にご連絡いただいた場合・・・1日分の食費相当金額

(6) お支払い方法

①□専用口座へのお振込み

利用月の翌月10日過ぎに請求書を送付いたしますので、会津よつば農業協同組合の専用口座へ振り込んでいただきます。この場合ご利用者の方に手数料がかかります。

② 自動引落とし

会津よつば農業協同組合の口座をお持ちの方であれば所定の手続きにより、自動引落としが可能です。

③ 窓口での支払い

会津寿楽荘窓口にて現金での支払いが可能です。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は介護支援専門員へご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

ア. ご利用者が介護保険施設に入所した場合

イ. ご利用者がお亡くなりになった場合

ウ. 介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が
非該当（自立）と認定された場合

③その他

ア. お支払い者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅滞し、

料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合

イ. ご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し
難いほどの背信行為を行った場合

ウ. やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、

30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく
ことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

5. 当施設のサービスの特徴

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束	無	
変更・追加のお申し込み	有	

6. 施設利用にあたっての留意事項

- ① 面会(午前10時から午後4時まで)
- ② 飲酒、喫煙(所定の場所にてお願い致します。)
- ③ 金銭、貴重品の管理(原則として事務所管理とさせていただきます。
ご本人管理で紛失された場合には責任を持ちません。)
- ④ 所持品の持ち込み(別紙持参品のとおりに)
- ⑤ 緊急時以外の施設外での受診は原則としてご家族対応となります。
- ⑥ 宗教活動、政治活動及び営利活動については一切禁止いたします。
- ⑦ ペット類の持ち込みはご遠慮ください。
- ⑧ お迎えやお送りの時間は道路交通事情等により前後する事があります。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、ご家族(身元引受人等)や医師などへ連絡いたします。ご家族等で受診をお願いいたします。基本的には施設側での受診対応、送迎は致しませんが、早急に医師の診断が必要とされる場合は当施設の協力病院である坂下厚生総合病院にて受診させていただきます。

8. 事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご家族、居宅介護支援事業者、市町村へ速やかに連絡し、ご利用者及びご家族との協議の上対応します。なお、当施設の責任によりご利用者に生じた損害については、すみやかにその損害を賠償いたします。

9. 個人情報の使用同意について

個人情報を使用するにあたり、あらかじめ別紙の「個人情報使用同意書」をもってご利用者またはご家族の同意を得るようにしております。ご協力お願いいたします。

10. 非常災害対策 下記のとおり災害対策に努めています。

防災時の対応	当施設防災マニュアルに基づく
防 災 設 備	消防関係法令に基づく
防 災 訓 練	毎月1回実施
防 火 責 任 者	会津寿楽荘指定短期入所生活介護事業所 所 長 野 崎 哲 也

11. 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、□
次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 会津寿楽荘 介護科主任 新井田 豊

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が
入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について
従業者に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・
同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、
速やかに、これを市町村に通報します。

12. 身体拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等
のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが
考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、
必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、
5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的
に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・
身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

15. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当

な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、

再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施し

ます。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境

改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

提供したサービスに係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情解決責任者	所長 野崎 哲也	0242-83-0185
苦情受付担当者	生活相談員 目黒信弘・佐瀬成人・江川博之	0242-83-0185
第 三 者 委 員	苦情解決に社会性や客観性を確保するために下記の2名の方が 第三者委員として委嘱を受け、苦情を受け付けています。	
	鈴木清記様（会津坂下町民生児童委員協議会会長）	0242-82-3237
	藤田法身様（柳津町民生児童委員協議会会長）	0241-42-2567

※当施設以外にも福島県国民健康保険連合会…024(523)2702、保険者(市町村)の

相談・苦情窓口等でも受け付けています。

※正面玄関面会スペースにご意見箱を設置してあります。サービスに関しての

ご意見・ご提案等ございましたら遠慮なくご利用ください。

17. 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ 無
(2) 実施年月日(直近実施)	年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて
重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原645

名 称 会津寿楽荘指定短期入所生活介護事業所

所 長 野 崎 哲 也 ㊞

説明者 生活相談員 ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項
の説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

ご 家 族 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞